

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年7月19日(木) 午後3時00分から午後4時15分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(22名)

1番	佐久間 信吉	委員	2番	伊藤 幸夫	委員
3番	平山 静男	委員	4番	佐瀬 義紀	委員
6番	藤井 嘉徳	委員	7番	高橋 正弘	委員
9番	加瀬 浩市	委員	10番	二村 正美	委員
11番	大関 明	委員	13番	勝股 廣地	委員
14番	菱木 信治	委員	15番	林 豊	委員
16番	菅谷 守夫	委員	17番	宇井 憲司	委員
19番	渡邊 淳	委員	20番	大木 一夫	委員
21番	大木 傳一郎	委員	22番	熊切 清	委員
23番	増田 正義	委員	24番	佐久間 孝雄	委員
25番	鎌形 敏史	委員	26番	佐藤 郁太郎	委員

4 欠席委員(2名)

5番 鈴木 幸一 委員 8番 伊藤 秀雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見
決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
15件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長	寺本 朗 男	主査	大木 恒一
主査補	飯田 裕 幸		

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から平成24年度7月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、熊切会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 熊切会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦労様です。
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。
- 事務局 本日、出席委員は24名中22名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は熊切会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にてご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3番 平山静男委員、4番佐瀬義紀委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、10件でございます。
議案第1号、番号1番、5番、7番から10番は所有権移転に関する件、番号2番から4番、6番は賃借権の設定に関する件であります。
- 【議案第1号、番号1番から10番を議案書をもとに朗読】
番号1番から10番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

9 番 番号1番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

16番 番号2番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

20番 番号3番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

26番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

4番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

25番 番号6番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

21番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためですので、問題ないと思われ
ます。

15番 番号10番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち
切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 番号 1 番の申請地は、現況畑 6 1 9 . 7 3 m²に長屋住宅（8 戸）を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

6 番 番号 1 番については、申請地は、用途区域の中の現況畑 6 1 9 . 7 3 m²に長屋住宅（8 戸）を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 3 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可後の計画変更申請に係る意見決定は、1 件でございます。
建売分譲住宅 2 棟用地として取得したが買い手がつかず、広い敷地の要望があるため、建売分譲住宅 1 棟用地に変更するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
(質問、意見なし)

議 長 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。
議案第 3 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事へ意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第 4 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 4 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請書は、15 件でございます。

【議案第 5 号、番号 1 番から 15 番を議案書をもとに朗読】

番号1番の申請地は、専用住宅用地として現況畑465㎡を父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、駐車場用地として現況畑295㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、保育園の運動場兼遊び場用地として現況畑2,450㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、進入路用地として現況畑138㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑116㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑128㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑128㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑173㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番の申請地は、専用住宅用地として現況畑93㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番の申請地は、専用住宅用地として現況畑155㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号11番の申請地は、中古車展示販売及びオークション落札車保管用地として現況畑1,218㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号12番の申請地は、資材置場用地として現況田2,870㎡を父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号13番の申請地は、資材置場用地として現況畑931㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号14番の申請地は、資材置場通路用地として現況田86.29㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号15番の申請地は、資材置場、事務所及び倉庫用地として現況畑2,669㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

20番 番号1番について、譲受人は現在市外の賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

7番 番号2番について、不足している従業員の駐車場として計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

11番 番号3番について、保育園には独立した運動場がなく、今回運動場として新たに計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

25番 番号4番について、隣接地に計画している賃貸住宅の進入路として計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

番号5番、6番、7番、8番について、譲受人が賃貸住宅2棟を計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

番号9番、10番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、新たに専用住宅を計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

6番 番号11番について、事業拡大のため、中古車展示販売及びオークション落札車保管用地として計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

番号12番、13番、14番について、造園用の資材置場用地及び同置場の進入路として計画するもので、農地区区分や転用目的に問題ありません。

26番 番号15番について、造園業用の事務所を1棟計画するものですが、農

地法を熟知しておらず、同一区敷地内に既に倉庫などを建設してしまったとのことです。理由書が提出されています。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、
本日、ご審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 15件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位のご協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成24年7月19日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。